

議案第9号

つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

つくばみらい市敬老祝金支給条例（平成18年つくばみらい市条例第67号）の一部を次のように改正する。


第2条中「88歳又は」を削る。

第3条第1項中「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額」を「20,000円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月26日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

特定の年齢の高齢者へ支給する祝金から、より多くの市民が安心して生活を送れるよう、利用者が増加している緊急通報システム見守りサポート事業等の高齢福祉サービスに限りある財源を充当していくため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市敬老祝金支給条例(平成18年つくばみらい市条例第67号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(対象者)</p> <p>第2条 祝金は、当該年の9月1日現在本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者で、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に_____100歳の誕生日が到来するものに支給する。</p> <p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>20,000円</u> _____とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 祝金は、当該年の9月1日現在本市の住民基本台帳に1年以上記録されている者で、当該年の4月1日から翌年の3月31日までの間に<u>88歳又は100歳</u>の誕生日が到来するものに支給する。</p> <p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額</u>とする。</p> <p>(1) <u>88歳の者 10,000円</u></p> <p>(2) <u>100歳の者 20,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>